

実施方針

総合戦略と総合計画との関係

- 総合戦略 地方創生を目的
- 総合計画 総合的な振興・発展等を目的

総合戦略は、数値目標や重要業績評価指標（KPI）を設定することが適切だが、総合計画等においては必ずしも設定を行うものではない。

地方創生という目的が明確であり、目標や重要業績評価指標（KPI）が設定されるなど、地方版総合戦略としての内容も備えているような場合には、これらの計画等と地方版総合戦略を一つのものとして策定することは可能である。

そのため、令和2年3月に策定した現在の人口ビジョン・胎内市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）については、当初2020年度から2024年度までの期間であったものを2023年度から2027年度までの国のデジタル田園都市国家構想総合戦略を勘案して、デジタル化に関する内容や取組を盛り込んだものに改定して計画期間を2年間延伸し、胎内市総合計画（以下「総合計画」という。）の期間と合わせ、第3次胎内市総合計画に包含し、一体的に整備することとする。

策定方法

- 本業務は、人口ビジョン・総合戦略の部分、第3次胎内市総合計画（以下「総合計画」という。）部分の2つに大きく分かれており、それぞれ以下のとおりフローに基づいて業務を進めることを想定している。

★人口ビジョン・総合戦略：国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口や人口動態等のデータを基礎として、国・県の総合戦略も勘案しながら人口減少とその影響を抑制する施策の検討を進める。なお、各施策のKPIは総合計画における施策の成果指標と整合させる。

★総合計画：統計データ、アンケート調査などから収集した基礎調査、庁内ヒアリング等を通じて将来ビジョンとまちづくりの方向性を検討するとともに、今後取り組む施策の整理を行い、総合計画等審議会の意見を踏まえて策定する。

★協議組織など：総合計画等審議会やワークショップにおいて、総合戦略と総合計画の検討・意見照会を一体的に進めることで、両計画間の整合性を確保し、内容の不整合が生じないよう相互に関連性を持たせた議論を行う。

策定の体制

○ 市議会

総合計画の策定過程において基本構想の議決と基本計画の進捗を報告する。

○ 総合計画審議会

市長の諮問に応じ、総合計画の調整その他その実施に関し、必要な事項について調査審議していただき、結果の答申をいただく。

○ ワークショップの実施

市民を構成員としたワークショップを開催し、長期的な展望のもとで、本市が目指すべき将来の姿などについて意見等を聴取する。

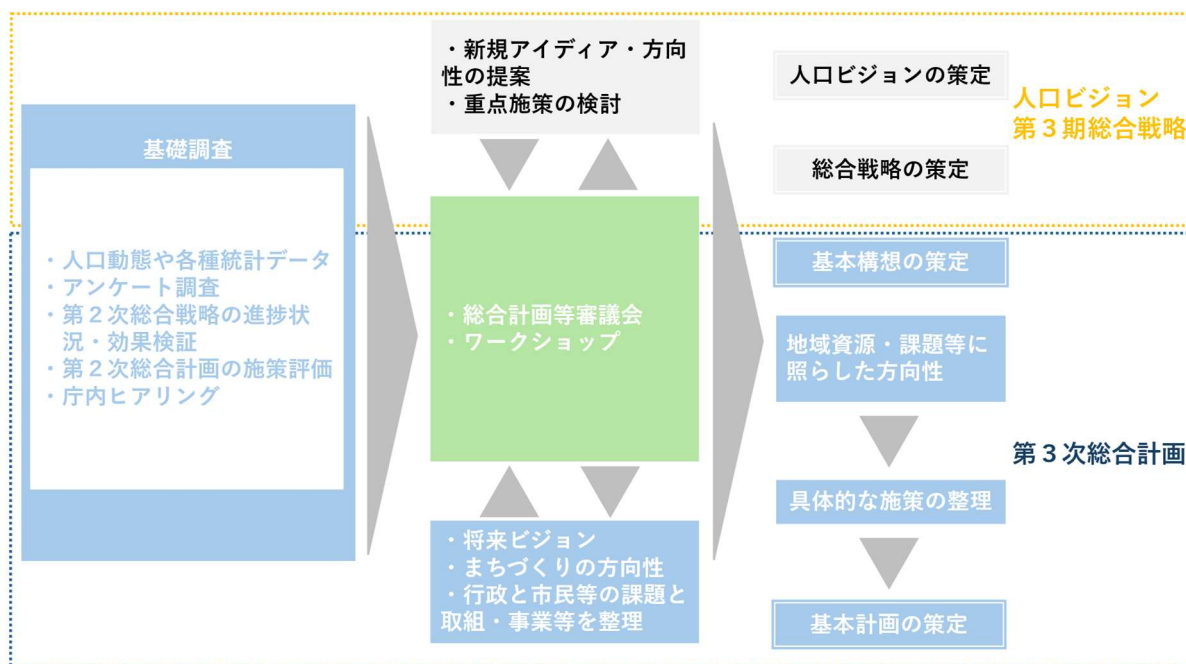
○ 各種アンケート調査等の実施

市民を対象とした定住意識調査（R7.2 実施）、転入・転出者への調査、第3次胎内市総合計画策定に向けた調査などの結果を計画に反映させる。

○ 庁内検討体制

庁内において検討体制を整備し、現状分析や課題整理、施策の方向性等について協議する。

人口ビジョン・総合戦略、総合計画策定の流れ



人口ビジョン・総合戦略、総合計画策定のスケジュール

※別添のとおり